療法人　真正会　龍神整形外科
指定訪問リハビリテーション等及び
指定介護予防訪問リハビリテーション事業所運営規程

（目的）

第１条　この規程は、医療法人が開設する、医療法人　真正会　龍神整形外科　指定訪問リハビリテーション（以下、「事業所」という。）が行う訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

（事業の目的）

第２条　事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第３条　運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

（１）訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション（以下、「訪問リハビリテーション等」という。）の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

（２）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（３）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。

（４）訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。

（５）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　医療法人　真正会　龍神整形外科

（２）所在地　和歌山市北中島１丁目５番１号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者　　１名

理学療法士　３名以上

理学療法士（又は作業療法士、言語聴覚士）は、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画等に基づき、利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日とする。ただし、祝日、国民の休日、及び 12 月 30 日から１月３日まで、８月 13 日から 15 日まで休日とする。

（２）営業時間　午前８時 30 分から午後５時 30 分までとする。但し、都合により変更する場合は事前に連絡調整を行う。

（３）電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

（訪問リハビリテーション等の内容及び利用料その他の費用の額）

第６条　事業所が行う訪問リハビリテーション等の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

２　訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載のある割合に応じた額とする。自費利用時は、10 割負担とする。

３　法定代理受領サービス以外の訪問リハビリテーション等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

４　次条の通常事業の実施地域を越えて行う訪問リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

①　事業所から、片道概ね 15 キロメートル未満　300 円

②　事業所から、片道概ね 15 キロメートル以上　500 円

５　第２項から第４項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、和歌山市、海南市及び岩出市の区域とする。

但し、必要に応じ通常区域外の相談にも対応します。

（緊急時等における対応方法）

第８条　事業所及びその従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第９条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

①　虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者　院長　保田賢展

②　成年後見制度の利用を支援します。

③　苦情解決体制を整備しています。

④　従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑤　虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

⑥　虐待の防止のための指針を作成します。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第１０条　事業者は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、管理者（医師）が判断し、説明と同意を得てから身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、身体拘束を行った日時、理由および態様等についての記録を行います。

緊急性　　直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限られます。

非代替性　身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

一時性　　利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

（１）採用時研修　採用後１ヶ月以内

（２）継続研修　年１回

（３）人権擁護研修　年１回

２　従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

３　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。

４　事業所は、この事業を行うため、利用者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスを提供した日から５年間保存する。

５　この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、（真正会理事長と管理者との）協議に基づいて定めるものとする。

第１２条　利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

<table>
<tr><td rowspan="3">利用者アンケート調査、意見箱当利用者の意見等を把握する取り組みの状況。</td><td rowspan="2">①　あり</td><td>実施日</td><td>毎年 10 月</td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td>1　あり　　②　なし</td></tr>
<tr><td colspan="2">2　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第三者による評価の実施状況。</td><td rowspan="3">1　あり</td><td>実施日</td><td></td></tr>
<tr><td>評価機関</td><td></td></tr>
<tr><td>結果の開示</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">②　なし</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、平成　19　年　4　月　1　日から施行する。

この規程は、平成　21　年　4　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　22　年　5　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　23　年　1　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　25　年　6　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　26　年　4　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　27　年　4　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　27　年　6　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　27　年　8　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　28　年　9　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　30　年　4　月　1　日から一部改正する。

この規程は、平成　30　年　8　月　1　日から一部改正する。

この規程は、令和　2　年　10　月　1　日から一部改正する。

この規程は、令和　3　年　4　月　1　日から一部改正する。

この規程は、令和　5　年　2　月　1　日から一部改正する。

この規程は、令和　6　年　4　月　1　日から一部改正する。

この規程は、令和　6　年　6　月　1　日から一部改正する。